

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	令和2年10月26日(月) 9時30分～12時15分
■場 所	TKPガーデンシティ仙台勾当台 ホール1（仙台パークビル2階）
■出席委員	風間会長、丸尾副会長、伊藤委員、大野委員、菊池委員、小林委員、西條委員、廣木委員、牧委員、松木委員、松八重委員、山崎委員
■欠席委員	岩谷委員、山口委員、山田委員
■事務局	樋口環境部長、及川環境企画課長、相田環境対策課長、加藤環境共生課長
■審議	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 愛子土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について(諮問第69号) ・仙台市役所本庁舎建替事業に係る環境影響評価方法書について(諮問第70号)
■報告	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路川内旗立線整備事業に係る事後調査報告書(第12回)(案)について ・(仮称) 仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業に係る事業計画の変更について ・雨宮キャンパス跡地利用計画に係る既存樹木の再調査結果及び緑化方針案について
■その他	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価制度の見直しについて
事務局	<p>【次第1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査会成立報告
事務局	<p>【次第2 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料確認
風間会長	<p>【次第3 報告】</p> <p><<公開・非公開の確認>></p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所等に関する事項があれば非公開とする</p> <p>→(各委員了承)</p> <p>議事録署名 菊池委員を指名</p> <p>→(菊池委員了承)</p>
(審議1)	
風間会長	それでは審議に入る。
	(仮称) 愛子土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について、事務局より説明をお願いする。
事務局	準備書に対する意見書の提出期限は9月25日までとなっており、1通1件の意見が提出あったと事業者から報告があった。

事業者1
風間会長
大野委員

前回の審査会における指摘事項に対する対応方針については資料1-1により、市民からの意見及び事業者の見解については資料1-2により、事業者から説明をお願いする。

(資料1-1及び資料1-2、住民説明会の実施状況について説明)

ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。

資料1-1の9ページの「文書による指摘事項への対応」について、この指摘は私がしたものだが、意図がきちんと伝わっていないようなので改めて説明したい。計画地は水田地帯を大きく分断するように位置しており、その影響が限定的であるかどうかを慎重に判断する必要があるとコメントしたのは、分断により東側と西側の個体群が行き来できなくなることで、これらの個体群としての数が少なくなり絶滅リスクが高くなるとか、遺伝的多様性が減ってきて、絶滅リスクが高くなるなど、事業計画地内にとどまらず、事業計画地外にも事業の影響があるから気をつけなければいけないという指摘である。

モデルや先行研究等でどの程度影響があるのかということを書いていただきたいと思っていたが、事業による影響を小さくするよう、東側と西側をつなげるようなコリドーみたいなものを計画するなどにより、対応していただきたい。

事業者1
風間会長

了解した。検討させていただく。

資料1-1の5、6ページ、水象について、過去、氾濫・浸水がなかったとか、水門を閉じたことがないからとか書いてあるが、国道48号ができてから30年たってないはずである。氾濫・浸水が過去に起きなかつたから将来も起きないということはないので、それについても配慮しつつ、ため池の決壊による災害の問題もあるという話があったが、それも含めて、避難行動などの施策を考えて進めてほしい。

了解した。この地域では、今回の事業に限らず広域的に、今、仙台市でも検討していることがあるようなので、連携して安全な開発を進めたい。

事業者1
菊池委員

交差点解析による滞留長の件について、地元の準備委員会の方々などが、この結果に納得されるということが確認できれば、それで結構かと思う。ただ、発生集中交通量ベースでの交差点解析は、非常にマクロ的な考え方であり、その結果で交差点の影響を見るというのは限界がある手法である。そのことを念頭に置いて、柔軟に対応していただきたい。

事業者1
風間会長

今回の交差点解析は一般的な手法でやっていて、もっと詳細な手法もあるが、そこまでは行っていない段階である。今後、出店計画などがより具体的になり、交通量も具体化された中で、交通管理者や道路管理者からそういう調査、解析を求められた場合にはきちんと対応していきたいと考えている。

それでは、追加の意見等があれば、後ほど事務局にご提出をお願いする。

	次回は答申案について議論したいと考えている。
(審議 2) 風間会長 事務局	次に、仙台市役所本庁舎建替事業に係る環境影響評価方法書について、事務局から説明をお願いする。 方法書に対する意見書の提出期限は10月7日までとなっていたが、意見書の提出はなかったと事業者から報告があった。 前回の審査会における指摘事項に対する対応方針について資料2に基づき、事業者から説明をお願いする。
事業者 2 風間会長 山崎委員	(資料2及び住民説明会の実施状況について説明) ただいまの説明に対して、委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。 資料2の5ページの水象について、下水道方式は合流式であるが、広瀬川第二雨水幹線が整備されていて、雨水の調整、貯留を行っているとあるが、このつながりがよくわからない。合流式ということは、雨水も一緒に南蒲生浄化センターのほうに流すのか。であれば、広瀬川第二雨水幹線というのは、雨水の流れとしてどうなっているのか。
事業者 2	資料2の17ページに図を示しているが、これは下水道の処理区域を表したものであり、具体的な管が一本一本表現されているものではなく、黄色や青色で処理区域のエリアを表示しているものである。ここに描いている一般的な分流式、合流式の管とはまた別に、重点区域ということで雨水排水専用の管を整備している。この図には示されていないが、本市の下水道部局で、既にこのエリアの10年確率の降雨量52mmに対応できるように雨水幹線を整備しているという状況である。
西條委員	もう既にこの近辺のビルは、その雨水幹線を使って雨水を広瀬川へ流しているということなのか。
事業者 2	区域がどこまでなのかというところは、本日の資料には示していないが、広瀬川第二雨水幹線が入っているエリアに関しては、大雨のときの雨水はこの雨水幹線に流れている。
西條委員	大雨のときは、と今おっしゃられたが、普通の雨であれば合流式の排水路に流れるということなのか。
事業者 2	この辺の新しいビルに関しては、雨水幹線に直結させて、污水は污水でというふうに分けられると思うが、古い建物に関しては、そこを改良しない限りは、引き続き合流式に直結でつながってしまっている。下水道部局で5か年計画ということで、今、合流式になっているところを、雨水だけは別の雨水幹線に流れるように切替えの作業に取り組んでいるが、このエリアはまだ混在した状況になっている。一般的には新築のものについては切替えがなされているという認識である。
風間会長	新しい建物が建つときに、污水は污水、雨水は雨水というように合流式から切り替えるということでよろしいのか。

事業者2
小林委員

そのとおりである。

今の件について、まずは、資料に「上下水道」となっているが、「下水道」であり、上水は関係ない。

また、従来合流式だが、今は分流式となっていることなので、今回の事業計画においては分流式ということでおよろしいか。資料の対応方針で、「合流式になっており、基本的に南蒲生浄化センターに放流される」と書いてあるが、今回の事業計画では汚水は南蒲生浄化センターへ行くが、雨水は雨水幹線を通って、広瀬川に放流しているということだと思う。そのときに、そもそも都市部の下水がそのまま浄化槽を通して川へ放流されるということはないので、もともとのご指摘の意図としては、雨水の排水計画がちゃんとうまくいっているのか、それが最終的に水質に影響はないのか、ということだとすると、対応方針で「調整、貯留している」と書いてあるが、その結果、下流へ影響するのかというのに何も答えていないように読めてしまう。なので、水質への影響はないということであれば、そのように示していただきたい。

次に、資料2の2ページ、ZEBについて、環境配慮の考え方としてZEBを目指すということは、基本計画にもうたわれているので、基本的には配慮されていくという認識をしている。ただ、これから基本設計のプロポーザルの選定となるが、その中で、環境への配慮が絶対条件となっているわけではないので、環境配慮の項目の加点が大きくなきものが選ばれる可能性がある。それに対して、資料の対応方針では、実際の設計プロセスの中で、仙台市が環境的にいいほうへ導くという意思が表示されていると考えている。例えば先ほどのCASEについて言うと、Aランクは取れるという話があったが、まだ設計が始まっていないので正確にランクについては分かりませんという回答だったかと思う。これは、基本計画がどうであろうと、最終的に環境に配慮した設計となるように事業を進めるということなのか。

事業者2

設計者選定のプロポーザルは総合評価なので、環境以外の項目がよくて、環境の項目の加点が少ないものが選ばれてしまう可能性があるのでないかというご指摘についてだが、資料2の1ページに、新本庁舎の目指す方向性ということで3つ挙げている。その中でも、市民協働ということで、(1)では、市政課題を解く、(2)では、市民が集って、市民広場と一体的な空間になるようにということで、協働の杜をつくるというところを入れている。(3)では、杜の都とか防災環境都市を発信するということを挙げており、これらを抜きにしてプロポーザルの評価をするということはあり得ないと考えている。具体的に設計をしていく段階の中でも、我々の庁舎の目指す方向性を伝えていけると考えている。また、設計者選定に関しても、プロポーザルであってコンペではないので、例えば具体的な建築設計の図面がそのまま採用されるというものではなく、あくまでも人、団体を選ぶという形になる。そこ

小林委員

は我々のほうで設計のコントロールはしていけると考えている。

資料2の2ページで、CASBEEについてもSランクを目指すべきという指摘があるが、Sランクを達成できるかどうかは、具体的な庁舎の規模や具体的に入れる設備に応じて決まっていくところが大きいと考えている。CASBEEの評価については、建物の品質というQと、環境への負荷低減というLという大きく2つの指標があるが、我々としては、建物の品質を上げれば確かにCASBEEはSを目指せると思うが、そうではなく、防災環境都市というところを先ほど言わせていただいたので、環境に配慮した建物だということが言えるように、Lの低減がどこまでいけるのかといったところはぜひ取り組んでいきたいと考えている。その結果、Lができるだけ下げられれば、必然的にSランクにも近づいていくとは考えているが、明確にSを達成できると書くかどうかというところは、設計の段階でまた改めて検討した上で、環境影響評価手続きの次の段階で報告したい。

分かった。その意思というものが表れている必要があると思うというところで、念を押させていただいた。

資料2の1ページで、「地球温暖化対策の観点から」とあるが、この点をどうやって評価するか。仙台市については、緑豊かであるので、緑の総量としてCO₂を下げるということにおいては、既に十分たくさん緑を持っている都市だと思う。だが、温暖化について、昨今すごく大事だとされているのは、緩和策ではなく適応策である。例えば高木による日影があって、高齢者の方が市役所に来ても熱中症にならないようになると、適応策のほうが重要という認識になってきている。緑の評価では、量的なものだけではなく、適応策についての観点からも盛り込んでいただきたい。

また、SRIモデルでの評価というところで、実際にはストリートキャニオンではなくて、割合開けたところに単体で建物があるような状況になると思う。これを平均化するような形でストリートキャニオンに置き換えてしまうと、厳しい評価になる可能性がある。参考値ということで安全側の条件で評価しても、結果が飛びぬけてしまうと評価にならないので、適切な評価をお願いする。

事業者2

温暖化対策については、今後、基本設計の中で適応策に繋がるような検討を進めて行きたい。

また、SRIモデルについては、参考値という形でやらざるを得ないと考えていた。環境影響評価で、一般的に使われている拡散モデルをいろいろ調べてみたが、こういった建物をランダムに考慮して予測できるモデルがなかったため、指摘されたような少し過剰な条件設定でやらざるを得ないと考えていた。安全側の設定になるので、出てきた値はかなり高い濃度になるかもしれない。そうなると、植物等に対する影響も出てくるという結果になる可

	能性もある。その場合は、事後調査の中で、不確実なところは検証しながら、モニタリングしていくという方向性もあると考える。
伊藤委員	住民の方への説明会の際に、耳が不自由な方とか目が不自由な方の意見も酌み上げるようなシステムにはなっていたのか。
事業者 2	今回の住民説明会をするに当たっては、市政だよりで周知はしたが、何らかの障害をお持ちの方々に対して直接、例えば福祉協会なりを経由する形で各団体にまで働きかけたかというと、そこまではできていない。今回策定した「本庁舎建替基本計画」が7月に出来上がったが、その際にも、説明会をやろうと考えていたが、新型コロナウイルスの影響で、なかなかたくさんの方に集まつていただくのが難しいというのと、あと基礎疾患をお持ちの方もいらっしゃる可能性があって、今回はできなかった。今後、説明会をさせていただくときには、そういった方々にも説明ができるような機会は設けたい。参考であるが、2年前に本庁舎建替基本構想をつくったときには、福祉協会を経由する形で、福祉プラザに各団体の代表者の方々に集まつていただいて、説明をする機会を設けた。
伊藤委員	ぜひそのあたりもご配慮いただきたい。
大野委員	屋上緑化について、近年、屋上緑化の管理が大変ということや、コンクリートの劣化を進めるとか排水に問題を生じるというので、あとから撤去してしまうという事例が大変多くある。ぜひ継続的に管理をするという視点から計画していただきたい。
西條委員	屋上緑化は、これも含めての緑化率だったりすると、実際に人々が利用する際には緑化の恩恵がないということになってしまふ。また、結局枯れてしまつて撤去ということになつてしまふ可能性もある。緑化率を増やす目的のためではなくて、実質的な緑化率を考えていきたい。
事業者 2	屋上緑化を整備する場合には、市民が目にすることが可能な場所に整備するよう設計の段階で検討して行きたい。
風間会長	それでは、追加の意見等があれば、後ほど事務局にご提出をお願いする。次回は答申案について議論したいと考えている。
(報告 1)	次に報告に入る。
風間会長	都市計画道路川内旗立線整備事業に係る事後調査報告書（第12回）（案）について、事業者より報告をお願いする。
事業者 3	（資料3について説明）
風間会長	ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。
丸尾副会長	壁面緑化について、車の排ガスの影響で枯損が多いのではないかと思われるが、今後それを検討して、植える場所を変えるとか、植えるものを強いものにするとかを考えていただきたい。
事業者 3	枯損率が高かった部分の原因として、通常ツタは下から上に上がっていく

	が、当初は上から下ろすような形に植栽していたということが考えられる。今回下から上がっていくようにツタの巻き方を変えた。また、排気ガスに影響はさほどないと思っていたが、もう少し状況を見て、その影響の度合いを確認しながら今後とも進めていきたい。
松木委員	壁面緑化で使用されたティカカズラで気になったが、確かに緑化は景観上大事ということはあるが、散水をすることのコストとかロスを考えると、湿潤なところを好むものよりは乾燥に耐えられるものを選ぶべきだと思う。もし植物が散水をたくさんしなければいけないものであれば、種類自体を変えることを検討されたほうがよいのではないか。
事業者 3	種類については、今回は外来種ではなく在来種の中から選定を行っている。外来種であれば今の条件でもっと強く成長する種類もあるが、あくまでも環境保全措置として在来種にこだわって選んでいた。ティカカズラの生育には数年単位で時間が必要なので、数年かけて成長させていければと思う。
松木委員	壁面緑化については、資料 3 にもあるとおり、元々はムベとティカカズラを混合して植えていたが、ムベのほうは生育が悪く枯損率が高かったということで、枯損率の低いティカカズラを今回は多くしている。在来種の中で乾燥に強いものがあれば、その辺は検討が必要だと思っているが、かん水なども調整して水を多くやる方法などで対応していきたいと考えている。
風間会長	ある程度、肥料や水をあげれば弱いものも育つと思うが、コストを考えると、それを無理に続けるかどうかは検討する必要がある。また、壁面緑化であれば、周辺の植生に何か影響を及ぼすことはほとんど考えられないで、むしろ乾燥に強いような外来種を用いてもよいと思う。せっかく植え直したので数年見ることはいいかと思うが、コストの問題とか景観のことから外 来種への切替えを選択肢として持っておいてもいいのではないか。
松木委員	資料 3 の 146 ページを見ていると、当初の計画どおりにいっていないことがありありとわかつてしまう。今回で事後調査報告が一旦終了することもあり、なぜ失敗したかというのをぜひ調べていただきて、ノウハウとして蓄積し、今後こういうことがないように進めていただきたい。
事業者 3	資料 3 の 144 ページと 145 ページで、工事前と供用後の植生ということで、平成 23 年度まではモミ群落が確認されていなかったのに、平成 31 年では確認されている。写真を見ると結構高木で大きいモミなので、急にこの 9 年間で出てきたというのはなぜか。
松木委員	今この場では以前の調査の内容を確認するのが難しいので、後ほど確認するが、現状はモミ群落のほうが優勢になっているという調査結果である。

資料 3 の 155 ページ、環境保全措置の検討について、供用後においては植物相について変化は生じていないと書かれているが、本文の中でも植生遷移の変化や害虫による具体的には松枯れによる影響が實際生じていると書い

事業者3
松八重委員

である。そのような影響が生じているという経緯を説明していただき、それを踏まえたような書き方に変えてほしい。

155ページの記述について検討して、修正する。

壁面緑化について、在来種でこういった形になっていて、今後、種を変えることも検討されることがあるが、恐らくここだけの話ではなく、ほかのところでも緑化率を達成するために屋上緑化、壁面緑化を採用するところが多くて、十数%という緑化率を達成するために、壁面緑化で対応されるような施工も多く見られる。こういったことは非常に重要な経験だと思う。在来種だと生育は難しそうだという印象だが、仙台市内で、こういった壁面緑化がある程度成功しているところはあるのか。もし、あまりないのであれば、そもそも仙台市では、冬の寒さを考えるとあまり壁面緑化が向かないのではないかと考えるべきか。もし成功している例があり、その知見を生かせば今後も成功できると考えているのか、教えてほしい。

事業者3

壁面ではないが、切土のり面などで、コンクリートで覆ったところに緑化をするものがあり、北四番丁大衡線の泉パークタウンのほうに向かう北山トンネルの先で事例がある。ここについては、数年かけて植栽が出来上がったと考えているが、今回の条件とは異なっていて、風が通り抜けていかない壁になっている。今回のように、建物の中で、裏側が駐車場で吹き抜ける空間があるものはそうないと考えているが、私どももこれから見据えていきたい。

松八重委員

あの場所の緑化はうまくいっているようだが、日当たりなどの条件も今回の事例とは異なるように思う。このような知見は非常に重要だと思うので、蓄えてほしい。

松木委員

岩手大学でも、グリーンカーテンという形でアサガオなどを1面だけ植えているところがあり、広い面積ではないので、かなり水をあげたり肥料をあげたりしている。今回の事例では、そこまで水とか肥料を頻繁にあげられるところではないと思うので、コストとのバランスを考えた上で決めてほしい。

風間会長

それでは、この件については以上とする。

本日の意見等を踏まえ、事後調査報告書の作成をお願いする。

(報告2)
風間会長

次に、(仮称)仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業に係る事業計画の変更について、事業者より報告をお願いする。

事業者4

(資料4について説明)

ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。

風間会長

土量が増えたことによってダンプの台数が増えたものの、1日当たりの台数の変化はないので交通量に影響はないということだが、工期が延長になるということか。

西條委員
事業者4

工期は延長しないが、ピークとなる日数が増えるということになる。

小林委員

調整池の変更について、面積は小さくなつて、水深が深くなつたということ

	とでよろしいか。
事業者4	本来であれば、調整池に接続される雨水流入管の底高を計画高水位より上側にするところだが、関係機関との協議の中で、管内貯留を見込む考え方とし、評価書時点よりも調整池の計画高水位を上げた。その結果、水深を取れるような形にし、調整池の面積が変わった。
小林委員	算定上の見込みを変えることができるようになったということか。
事業者4	調整池に接続される雨水流入管の計画高が深いため、調整池容量として換算できない計画高水位から調整池天端までの高さが多かったが、流入管底高より計画高水位を上げることができた結果、調整池容量として換算できる水深を多く取ることができるようになった。
風間会長	それでは、この件については以上とする。
(報告3)	本日の意見、質問等を踏まえ、今後の事業計画の検討をお願いする。
風間会長	次に、雨宮キャンパス跡地利用計画に係る既存樹木の再調査結果及び緑化方針について、事業者より報告をお願いする。
事業者5	(資料5について説明)
風間会長	ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。
伊藤委員	評価書時点の計画から、かなり樹木が枯れてしまったとか病気になったとかということであるが、この原因は解明されたのか。
事業者5	既存樹木について、東北大学から引渡しを受けて、今回このような結果に至るに当たり、原因等を専門家に確認した。例えば建物が解体されることによって、水や風の流れが変わったといったところが要因ではないかと確認している。また、東北大学が管理していた時は定期的に手入れなどをしていたのだろうが、引渡しを受けた後は、維持管理における手入れができていなかった部分もあった。そういうところも踏まえ今後報告させていただき、移植する樹木は極力そうならないように水やりなど、維持管理に努めていきたいと考えている。
松木委員	平成30年12月の土地の引渡しのときには、既存樹木がまだ529本あったとあるが、多分同年5月の建物の解体のときにかなりダメージを受け、樹木は枯れたり症状が出てくるまでにかなり時間がかかったりするので、12月の段階ではまだ健全かどうかの判断ができなかったということだと思う。そのため、引渡しを受けた後の管理というよりは、解体作業をしている最中の影響がとても大きかったのかなと想像する。これは起きててしまったことなので、今後に関しての意見であるが、もし既存の樹木をたくさん残したいという構想があれば、解体工事をするときに、重機の動きやルートを制限して、遠回りしても近くを通らないという配慮が必要である。それでもだめな場合は事前に移植をして保管しておく場所を確保しておくことも必要である。急に大きな建物がなくなるというのは環境的な変化もあるが、一番

事業者5
西條委員

よくないのは、根っこが張っている部分を踏むことだと思う。

今後、施設計画を考えていく際の参考にさせていただく。

建物の解体作業による影響だけではなくて、樹木の管理というところも反省の言葉として述べられているが、結果的に引渡し時の529本からから40本になってしまったということなので、残すための努力は極力してほしかった。

牧委員

私たちも、東北大学の植物園で樹木の管理をしているが、実際よく原因がわからずに樹木が枯れたりもするので、なかなか難しい問題だと思う。私たちも今回と同じような状況で、樹木が枯れた場合に来園者へ危険が及ぶことを極力避けたいということがあって、かなり慎重に動いているというところはある。樹木が倒れてけがをされたということで大きく報道されている事例もあるので、そういうことが起きないように、あらかじめ、この木は大丈夫だということを確認されたということは十分評価できることだと思うし、今回、セカンドオピニオンの結果として、2つの違うところで診ていただても同じ結果になっているということであれば、それはやむを得ないことであって、むしろ事故が起きるよりはましではないかと思う。今回ご提案された、今後の緑化をしっかりとするというビジョンをぜひ見せていただきたい。

事業者
風間会長

今後の緑化計画というものをしっかりと考えていきたい。

それでは、この件については以上とする。

本日の意見等を踏まえ、今後の事業計画の検討をお願いする。

風間会長
事務局
風間会長
廣木委員

次に、次第5、その他に移る。

環境影響評価制度の見直しについて、事務局から説明をお願いする。

(資料6について説明)

ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。

「グリーンビルディングの整備を促進するための方針(案)」について、これは環境影響評価条例の緩和という話になるかと思うが、今回、都心再構築を迅速に進めつつ環境面での影響を抑えるという観点から、CASBEEでSランクを求めるということは理解するところである。しかし環境アセスメントの重要な役割としては、近隣の住民の方と事業者とのコミュニケーションをしっかりと取ることがあるので、その点について、しっかりと円滑に行われるような手続を盛り込んでいただきたい。

また、せっかくCASBEEという手法を導入するからには、今回緩和の対象とならない高さ100m未満、あるいは延べ面積5万m²未満のものについても、CASBEEのSランクを求めないにしても、例えば自主的にやつたものを公表させるとか、そういうことで都心部における環境に配慮した都市空間を創出するというような措置を設けてもよいと思うので、今後ご検討いただければありがたい。

事務局	<p>まず1点目の、地域住民と事業者とのコミュニケーションの推進については、手続の手順において、事業者は事業計画の案について公表するとともに、説明会の開催であるとか地域住民等からの意見を聴取すること、さらには、事業者から提出された事業計画や実施設計段階におけるC A S B E E の認証結果などを提出していただき、仙台市が公表していくことで考えている。そういうた地域住民とのコミュニケーションについては、別途定める要綱の中でしっかりと記載させていただく。</p> <p>2点目の意見については、大規模建築物に係る環境影響評価条例の対象となる規模は、高さ100m以上又は延べ面積が5万m²以上であり、都市再生緊急整備地域においては、グリーンビルディングを推進するという形で、今回方針を策定する。この方針に合致するものについては、環境アセスメントの手続を行わなくてよいと定めるものであり、アセスメントの対象要件に該当しない建築物については、本方針に準じた扱いを求めるということは考えていない。</p>
小林委員	<p>今回の方針は、都心部における大規模建築物に対する緩和になると思うが、都心部に何を求めているか。大きい建物に対し環境に配慮した良いものを造ってくださいという姿勢なのか。そうではなくて、都心部をもっといい街に再生していくという視点を考えたときに、もう少し小さい建物についても何か考えてもいいのではないか。一方で、環境アセスメントの対象にならなければ、手続きに時間がかかるないので、緊急的対応という意味で小さい建物は対象にしないという認識でいるのか。</p>
事務局	<p>この制度は、都心部における建物が、より環境に配慮した建物となり、良好な都市空間の創出につながってほしいという考え方である。環境アセスメントの条例でも、環境の保全はもとより、環境の創造という視点がある。今回のグリーンビルディングの整備方針に関しては、この環境の創造という部分に着眼した考え方となっており、環境に配慮された建物が建つことによって、都心部全体が環境に配慮された街並みになっていくということを考えたものである。この方針を適用するものは、環境アセスメントの対象となる建物ということに線引きをさせていただいている。ただ、もちろんその要件未満の建物については、環境に配慮しなくていいのかという考え方は我々も持っておらず、この方針の策定後には、適切にこの方針を運用していくことによって、C A S B E E あるいは環境に配慮した建物というものについて市民の皆様の関心が高まっていき、より環境に配慮した建物というものが普及啓発されていけばと考えている。</p>
小林委員	<p>この方針は、大きい建物に対して、環境に配慮したものを作ってくださいという強烈なアピールだと感じているので、環境アセスメントの規模要件未満のものも対象にするといいかなと思った。</p>

	<p>「グリーンビルディングの整備を促進するための方針（案）」の4の環境配慮事項の（2）緑化の推進の2つ目の項目で、ヒートアイランド現象の緩和等に資するよう、中・高木を積極的に使用する、と書いてある。緩和については、環境省等でもヒートアイランドを起こさないためにCO₂を削減するという視点が、緩和という言い方になっている。一方で、非常に暑くなる中で、人に対する配慮としての適応策が今大事だと言われているので、緩和だけではなくて、猛暑への適応策についても明示したほうがよいと思う。</p>
事務局	<p>適応という考え方は、近年重要であり、また広めていかなければならないものと考えている。緑化に関しては、緩和という側面もあるが、適応という面もあるというご意見であるので、このことについては検討させていただく。</p>
大野委員	<p>壁面緑化や屋上緑化については、普通の植栽よりも撤去がしやすいので、継続的な管理についての記述があったほうがよいのではないか。</p>
事務局	<p>植栽や壁面緑化などは、その後しっかりと縁が根づいていき、その場所に残るということが非常に重要なので、ただいまのご意見についても検討させていただきたい。</p>
松木委員	<p>太陽光発電所について、森林地域では、環境影響評価手続きの対象となる要件を1ヘクタール以上と厳しくすることはとてもいいことだと思う。</p> <p>資料6の2ページ、対象事業に係る要件において、地域ごとに規模要件が設定されており、A地域、B地域のほうが、森林地域よりも少し規模要件が大きくなっている。A地域、B地域は、自然公園や県自然環境保全地域などで、多くの場所は森林地域になっていると思う。ただ、自然公園とか県自然環境保全地域で、草や水辺のように森林以外の部分もあると思うが、そこは森林地域から除外されるのか。そのような場合は、森林以外の木に覆われていない環境に対しては、あまり配慮がないと解釈してしまうのか。</p>
事務局	<p>森林地域は、森林法第2条に規定する森林とし、国有林、県有林、市有林、私有林の全ての森林が対象になる。A地域やB地域の中には、森林ではない水辺とか自然な地とかスキー場も含まれており、そういう森林地域ではない場所は、A地域、B地域での対象となる。</p>
松木委員	<p>例えば、ゴルフ場跡地などは森林地域とみなされないことになるのか。立木がない場所でも、生態系として非常に重要な役割を果たしている場所であるとか、ビオドープのような役割をしている場所であるとか、全体的な生態系として重要と思われる場所というのもあると思う。そういう場所も規模要件を厳しくできないものなのか。森林法第2条第1項だけの森林にしてしまうことに、抜け道を与えることにならないか。</p>
事務局	<p>ゴルフ場も、コースのところであれば、森林地域ではないという扱いになるが、ゴルフ場の敷地内には森林が点在しているところが多い。その点在している森林を合算して1ヘクタール以上になれば、環境影響評価手続きの対</p>

象になる。

また、A地域、B地域に関しては、自然公園とか県自然環境保全地域等になっている。資料6の2ページ目の2行目から3行目に「市域の森林のうち約76%にあたる自然公園等の森林では、杜の都の風土を守る土地利用調整条例に基づき、開発が抑制されている」とあり、この地域内にA地域、B地域も含まれ、開発ができないこととなっている。今後、そのような網がかかっていない場所、例えば周辺の里山や比較的市街地に近い樹林などのようところにも太陽光発電が立地されてしまう懸念がある。そういう場合に、環境影響評価の手続きを通じて、適切な環境配慮がなされながら、太陽光発電が立地されるべきではないかという考え方に基づいて、今回の方針を考えているところである。

松木委員

実質、A地域、B地域では、ほとんど開発ができないということで理解した。

風間会長

グリーンビルディングについて、整備方針（案）の5（5）で、CASBEEのSランクを取得できなかった場合には、その理由を報告して、環境影響評価審査会の意見を聴きながら、追加の環境保全措置を講じる、とあるが、整備方針に係る手続きをしようとしてSランクが取得できなかったから環境アセスメント手続きに戻るという制度にはなっていないと思う。そのため、事業者が最初からSランクを取得するつもりもないのに、整備方針に係る手続きを進め、最終的にSランクを取得できませんでした、ただ、環境アセスメントの手続きを実施しなくてもいいんですよね、ということにはならないように、しっかり制度をつくってほしい。

それから、先ほど小さい事業体についての話もあったが、すばらしいものには、インセンティブを与えるというやり方もあるかと思うので、ぜひ検討してほしい。

事務局

グリーンビルディングの整備方針に関して、この手続の中で、事業の計画段階から事業者と仙台市が協議し、確認しながら進めていくことを考えており、第三者認証によるSランクが取れなくても、環境アセスメント手続きは要らないというような考え方とならないよう制度的にしっかりとつくっていく。また、制度ができたならば、適切に運用してまいりたい。

小さい建物の事業に関して、インセンティブを与えてはどうかというご意見については、そうしたこと也非常に重要なと考えているので、今後検討してまいりたい。

松八重委員

環境アセスメントとの違いとしては、整備方針（案）では、事後調査報告が簡便化されると理解しているか。建物が建てられた後の供用後における評価の部分が簡略化になると、壁面緑化のように、その後のメンテナンスが非常に重要で、その部分がCASBEEのS評価にも効いてくるような事例な

	どが心配されるが、いかがか。
事務局	環境アセスメントの手続では、事後調査報告書として、建物が完成した後についても審査会に報告され確認できるが、今回の整備方針（案）においては、事業者により環境に配慮した建物ができるということが確認されたならば、仙台市と事業者が協定を結ぶことを考えている。その協定の中には、供用後においても事業計画書で示されたことがきちんと取り組まれているかや、また、効果が維持されるように適切に管理することということを盛り込む予定であり、事後においてもきちんと確認ができるような仕組みにしたい。
伊藤委員	整備方針を推進するためには、目的のところに、環境の創造という用語とか、防災環境都市仙台とか分かりやすい言葉を少し入れて、何を目指していくのかということについて、今までと違うものをこれから仙台市はやっていくんだというところがアピールできるといいと思う。
事務局	ご意見のとおり、何のために、どうしてこのような制度、方針を本市がつくるとしているのかということを分かりやすくお伝えすることは非常に重要だと考えているので、用語、表現等については検討したい。
山崎委員	太陽光発電所について、経過措置を設けることになっているが、これで、駆け込みのような事業は防ぐことができるのか。
事務局	本市において、事業者の動きをここまで把握できるものではないが、制度を見直し、環境アセスメント手続きの対象となる要件を厳しくする以上は、一定の経過措置の期間を設けなければならないと考えている。
風間会長	いろいろなご意見があったが、当審査会としては、本日の意見を踏まえ検討していただき、基本的には、説明いただいた方向で進めていただくということでおろしいか。 →（各委員了承）
風間会長	事務局には、意見を踏まえながら、検討を進めていただければと思う。 それでは他にあるか。
事務局	本日の審査案件に対する追加意見は、11月2日（月）まで。
事務局	【次第5 閉会】 《審査会終了》

令和3年1月29日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 風間 啓

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 菊池 幸